

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）「新技術導入促進（I）型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払い、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

令和5年11月13日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 藤巻 浩之

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 R5久慈川大子地先松沼橋上部工
新設工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 茨城県久慈郡大子町大字大子地
先

(4) 工事内容 コンクリート橋上部（橋長 L
=約102m） プレビーム桁橋工 1式 プレ
ビーム桁製作工（鋼板ウェブ仕様 桁長約1
02.1m） 5本 プレビーム桁製作工（現
場） 1式 支承工（ゴム支承） 22個 架
設工（クレーン架設） 5本 局部プレスト
レス工 1式 床板・横桁工 1式 橋梁現
場塗装工 1式 さび安定化処理 30m2 コ

ンクリート塗装 26m² 橋梁付属物工 1 式

伸縮装置工 39m 排水装置工 1 式 橋

梁用高欄工 212m 仮設工 1 式

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工

体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工

事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和 8 年 2 月

27日まで

(6) 使用する主要な資機材 コンクリート 約

530m³、鉄筋 約97 t

(7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE提案〕を受け

付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃

上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以

外の要素を総合的に評価して落札者を決定する

〔総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）〕の工

事である。また、品質確保のための体制その他

の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確

実に実現できるかどうかについて審査し、評価

を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行

工事である。また、本工事は、契約締結後に施

工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試
行工事である。

- (8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

- (9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－１による。

①「ワンデーレスポンス」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④建設リサイクル法対象工事

⑤総価契約単価合意方式

⑥「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」

の設置対象工事

⑦「設計審査会」の設置対象工事

⑧現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者

の兼務を認めない試行工事

⑨ I C T 活用工事【構造物工（橋梁上部）

（施工者希望Ⅱ型）】

⑩ B I M／C I M 適用工事【発注者指定型】

⑪工事工程表の開示の試行工事

⑫週休２日制適用工事【発注者指定方式】

⑬新技術導入促進（Ⅰ）型

⑭技術提案簡易評価型

⑮「生産性向上チャレンジ」試行工事

⑯熱中症対策に資する現場管理費の補正の試

行工事

⑰条件明示チェックリスト開示の試行工事

（10）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。

以下「予決令」という。）第70条及び第71条の

規定に該当しない者であること。

- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）にお

けるプレストレスト・コンクリート工事に係る

一般競争参加資格の認定を受けていること（会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更

生手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者については、

手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下

「局長」という。）が別に定める手続に基づく一

般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者((2)の再認

定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成20年4月1日以降に、元請けとして完

成・引渡しが完了した下記（ア）、（イ）の要件

を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

（ア） 道路橋（A活加重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ） 橋梁型式が床版橋を除くPC橋であること。

ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記（ア）の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (5) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (6) 現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証

を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理
技士又はこれと同等以上の資格を有する者
であること。

詳細は入札説明書による。

- ② 1人の者が、過去に元請けとして完成・引
渡しが完了した下記（ア）、（イ）に掲げる
工事の経験を有する者であること。（共同企
業体の構成員としての経験は、出資比率が
20%以上の場合のものに限る。（ただし、異
工種建設工事共同企業体については適用し
ない。））

（ア） 道路橋（A活加重又はTL-20以上）
または鉄道橋（モノレール及び新交通は除
く）であること。

（イ） 橋梁型式が床版橋を除くPC橋である
こと。

ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事であ
ること。

ただし、申請できる同種工事の工事経験

は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）、（イ）の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である

ので、その旨を明示することができる資料
を入札説明書別記様式－１－１で求めてお
り、その明示がなされない場合は入札に参
加できない。詳細は入札説明書による。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」と
いう。）及び競争参加資格確認資料（以下「資
料」という。）の提出期限の日から開札の時まで
の期間に、局長から工事請負契約に係る指名停
止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省
厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこ
と。

- (8) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託
者又は当該受託者と資本若しくは人事面におい
て関連のある建設業者でないこと。なお、設計
業務等の受託者が設計共同体である場合は、設
計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若し
くは人事面において関連がある建設業者でない
こと。詳細は入札説明書による。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又
は人的関係がないこと。詳細は入札説明書によ

る。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提案〕」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64点とする。

- ② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(エ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 技術提案〔VE提案〕の項目として「コンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

(エ) 施工体制（施工体制評価点）

- ③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は
入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び
「施工体制評価点」の合計を、当該入札者
の入札価格で除して得た評価値をもって行
う。
- ④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目につい
て、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令
を遵守し、一般的な施工機械により施工
（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方
法を用いて作業を行う者で、入札説明書等
に記載された要求要件を実現できると認め
られる場合に標準点（100点）を与え、さら
に②(ア)の技術提案〔VE提案〕及び②(イ)の工
事全般の施工計画、②(ウ) 賃上げの実施に
関する評価並びに②(エ)の施工体制の内容に
応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価
点を算出し与える。
- ⑤ ②(ア)の「コンクリートの品質確保に係わる
具体的な提案」については、予定価格の制限

の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、4点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

(3) ②(ア)、(イ)、(ウ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4) (2)②(ア)「コンクリートの品質確保に係わる

具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に 5 点減ずる。

(5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画につい

ては、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5 点を減ずる。

(6) (2) ② (ウ) で求めた、賃上げの実施に関す

る評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から 1 年間に政府調達の実合評価落札方式によ

る入札公告が行われる調達に参加する場合、
本取組により加点する割合よりも大きな割合
(関東地方整備局(港湾空港関係を除く。))が
調達する案件については1点大きな配点)の
減点を行う。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中
央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2
号館17階 関東地方整備局総務部契約課工事契
約調整係 電話 048-601-3151 (代) 内線
2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mli
t.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。
交付期間は令和5年11月13日から令和6年3月
4日までの土曜日、日曜日及び祝日等(行政機
関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)
第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下
「休日」という。))を除く毎日、9時00分から

17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から
12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付
方法による入手ができない入札参加希望者に対
しては、電子メールにより電子データを交付す
るので、上記(1)に電子メールにて依頼を行う
こと。

受付期間は、令和5年11月13日から令和6年3
月4日までの休日を除く毎日、9時15分から
18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から
12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和5年11月13日から令和5年12月11日まで
の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
(最終日は15時00分まで) 電子入札システムに
より提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を
得た場合は、令和5年11月13日から令和5年
12月11日までの休日を除く毎日、9時15分から
18時00分まで(最終日は15時00分まで) に上記
4(1)へ郵送、託送又は電子メール(書留郵便等、

記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。以下「郵送等」という。)又は持参すること。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法

競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。

交付期間は令和6年1月19日から令和6年3月4日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

交付期間は、令和6年1月19日から令和6年3月4日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし、最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、

場所及び方法 令和6年1月22日から令和6年
3月4日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま
市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁
舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課
契約第一係 電話048-601-3151(代) 郵送

(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託
送(書留郵便等、記録の残るものに限る。提出
期間内必着。)により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の

提出方法 入札書は、電子入札システムにより
提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場
合は紙により持参又は郵送もしくは託送(書留
郵便等、記録の残るものに限る。)すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、
令和6年3月4日12時00分。

② 持参による入札の受領期限は、令和6年3
月4日12時00分 関東地方整備局総務部契
約課にて入札すること。

③ 郵送等による入札の受領期限は、令和6年
3月4日12時00分 送付先は、関東地方整

備局総務部契約課契約第一係。

開札は、令和6年3月7日11時00分関東地

方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日

本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行
さいたま新都心支店）。ただし、利付国債
の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金
融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱
官庁 関東地方整備局）をもって契約保証
金の納付に代えることができる。また、公
共工事履行保証証券による保証を付し、又
は履行保証保険契約の締結を行った場合は、
契約保証金を免除する。なお、契約の締結
と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の
記載をした者のした入札及び入札に関する条件
に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記 3 (1) ①に定めると
ころに従い、評価値の最も高い者を落札者とす
る。ただし、落札者となるべき者の入札価格に
よっては、その者により当該契約の内容に適合
した履行がなされないおそれがあると認められ
るとき、又はその者と契約を締結することが公

正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- (5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任

制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案〔VE提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

- (9) 手続における交渉の有無 無。

- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
- (14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (16) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格

の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、
「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 10 月 3 日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階 電話 048—601—3151 (代)）においても当該一般

競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

- (17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

- (18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :FUJIMAKI Hiroyuki
Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the R5 new upper part of the Matsunuma Bridge at the Kuji River Daigo area.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents

for the qualification by electronic bidding system :3:00 P.M. 11 December 2023.

- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 4 March 2024 (tenders brought with or submitted by mail : 12:00 P.M. (noon) 4 March 2024).

- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9724 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)